

広報紙に関する運用ルール

令和7年4月

仙台市議会

目 次

01	政務活動費充当額の按分割合・・・・・・・・・・	1
02	政務活動費充当運用フロー・・・・・・・・・・	2
03	後援会活動・政党活動等とは・・・・・・・・・・	3
04	顔写真等とは・・・・・・・・・・	4
05	発行者情報とは・・・・・・・・・・	6
06	政務活動費を充当できる経費・・・・・・・・・・	7
	【参考】按分なしレイアウト見本・・・・・・・・・・	8

01 政務活動費充当額の按分割合



「顔写真等」「発行者情報」については、基準を設ける（詳細4～6頁）

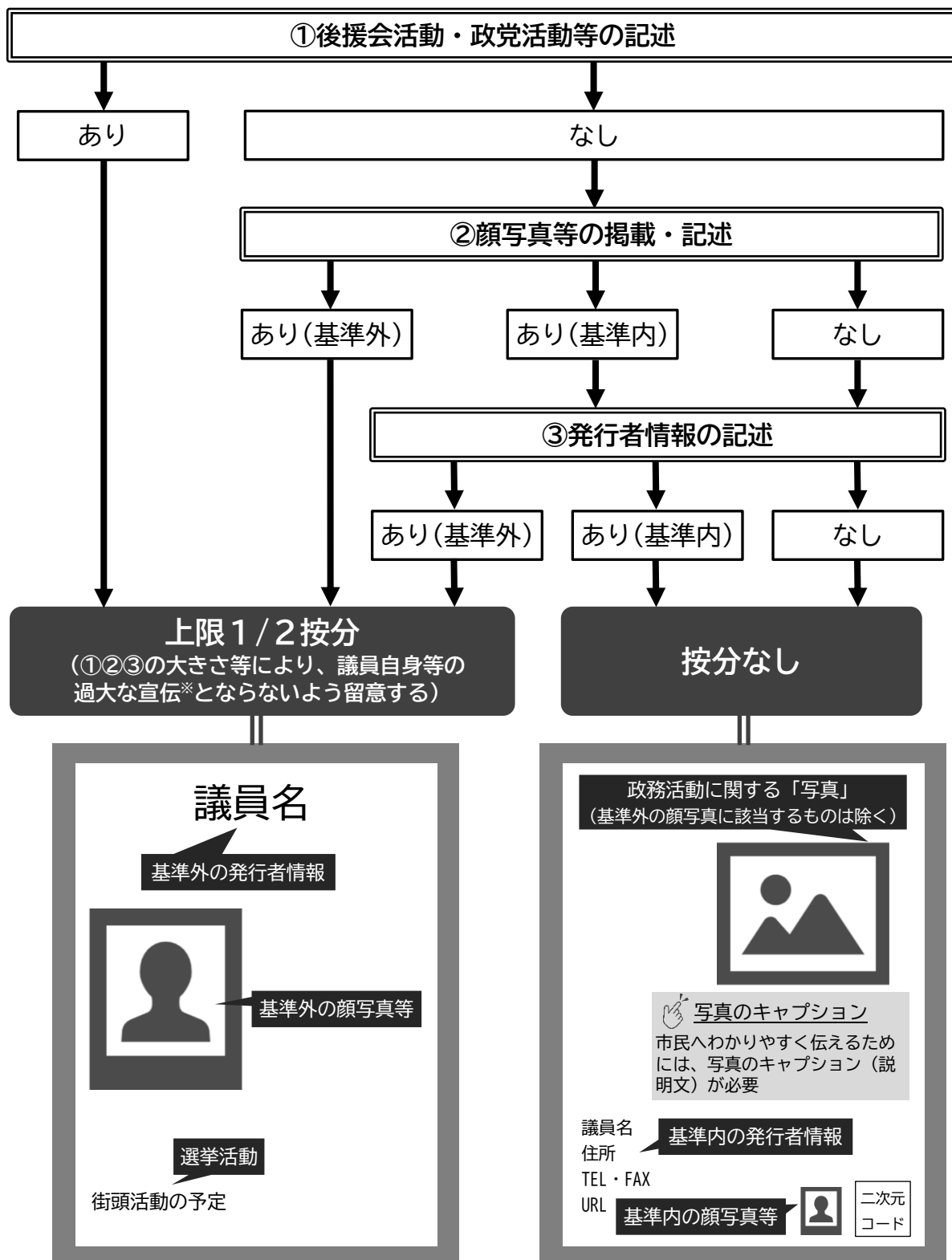
広報紙における「後援会活動・政党活動等」「基準外の顔写真等」「基準外の発行者情報」の掲載・記述の有無により、下記のと通りの政務活動費充当額の按分割合とします。

また、「後援会活動・政党活動等」「基準外の顔写真等」「基準外の発行者情報」の掲載・記述については、その大きさ等により、議員自身等の過大な宣伝とならないよう留意してください。

なお、議員自身等の過大な宣伝とならない大きさ等の目安としては、顔写真の場合、その延べ面積が紙面1頁あたり1/2以下の面積で、総頁数あたり1/4以下の面積とします。

「後援会活動・政党活動等」「基準外の顔写真等」 「基準外の発行者情報」の掲載・記述	政務活動費充当額 の按分割合
いずれか「あり」	上限1/2按分
いずれも「なし」	按分なし

02 政務活動費充当運用フロー



※議員自身等の過大な宣伝とならない大きさ等の目安としては、顔写真の場合、その延べ面積が紙面1頁あたり1/2以下の面積で、総頁数あたり1/4以下の面積とする

03 後援会活動・政党活動等とは



「後援会活動・政党活動等」の記述ありは、上限1/2按分

「後援会活動・政党活動等」については、議員（会派所属議員含む）に関する下記の項目とします。

主な例を参考としてください。

項目	主な例
後援会活動	活動情報／会員向け挨拶／会員募集／後援会 HP の URL 等
政党活動	政党名／政党の役職／政党の政策 ※内容による／政党の広報／政党の支持・不支持の表明／政党（支部含む）主催事業の情報 等
選挙活動	選挙区／街頭活動の予定／事務所開き／選挙の立候補者（予定者含む）の支持・不支持の表明／各種選挙結果／政治スローガン／議長就任挨拶 等
私的活動	ボランティア活動・地域活動の報告／地域行事の情報／料理レシピ紹介／議員や関係者のエッセイ／地元学校・保育園等の行事・情報 等 ※地域活動等における政務活動に関する報告は除く

04 顔写真等とは



基準内の「顔写真」「プロフィール」の掲載・記述ありは、按分なし

「顔写真等」については、議員（会派所属議員含む）に関する下記の項目とし、そのうち、「顔写真」及び「プロフィール（経歴）」については、下記のとおり基準を設けます。

基準を設けない「イラスト（似顔絵）」「挨拶文」については、その掲載・記述がある場合は、すべて基準外となります。

項目	基準の有無
顔写真	あり
プロフィール（経歴）	あり
イラスト（似顔絵）	なし
挨拶文	なし

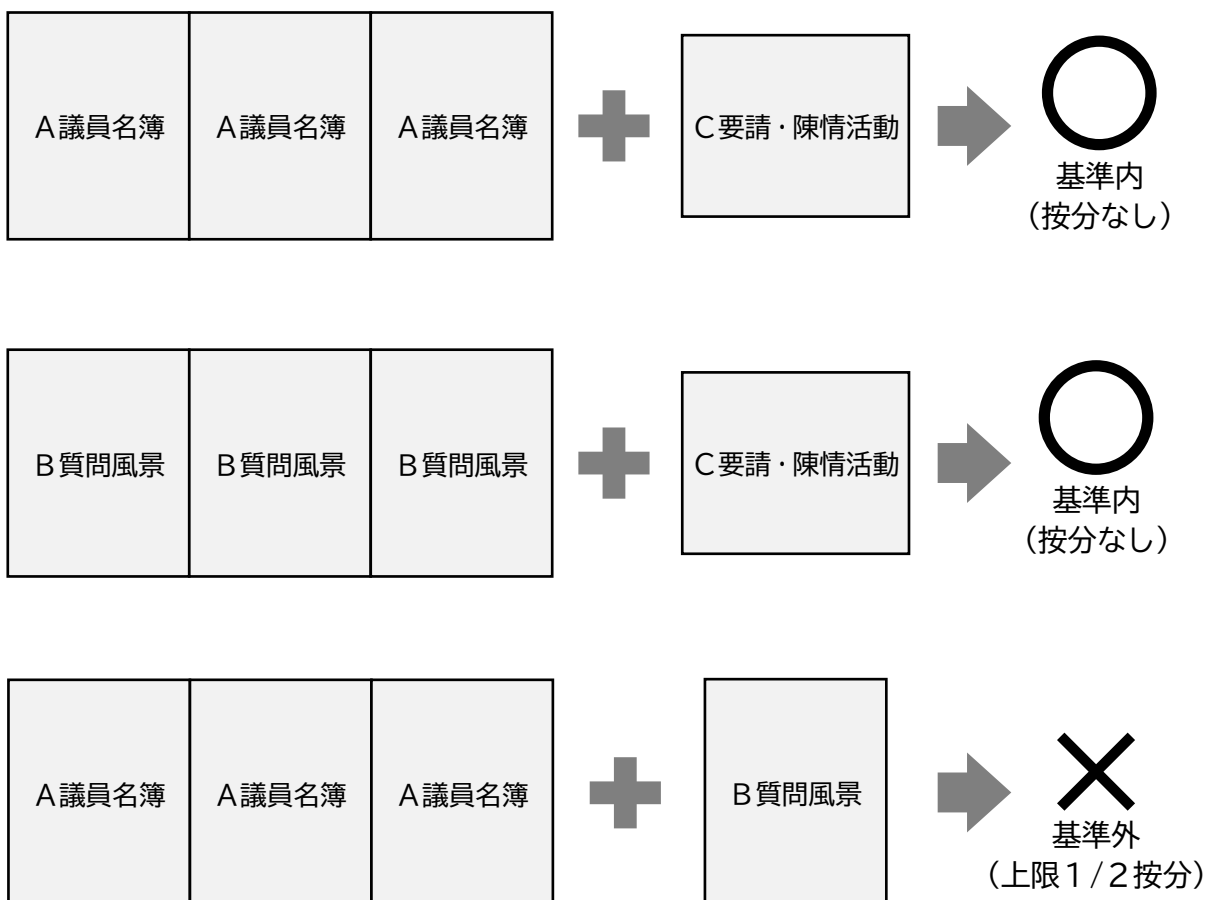
項目	基準内の条件
顔写真	下記㉗～㉙すべての基準を満たすこと
	㉗該当写真 下記のいずれかであること A：仙台市議会公式ホームページの議員名簿ページ掲載の写真 B：仙台市議会における質問風景の写真 C：政務活動に係る要請・陳情活動の写真 ※上記A～C以外の活動の様子に係る顔写真は基準外
	㉘大きさ 写真1枚あたり下記のとおり A～C：長辺3cm×短辺2.4cm（運転免許証サイズ）以内
	㉙被写体数 写真1枚あたり顔が識別できる議員の被写体数は下記のとおり A・B：1人まで C：複数人可 ※Bに他議員が写り込んでいる場合は、切り抜くか、背景のぼかし加工等により他議員の顔を識別不能とした写真を含む
	㉚掲載枚数 1広報紙あたり下記のとおり A・B：会派所属議員数分まで C：1枚のみ ※同時掲載は、「A及びB」は不可、『A又はB』及びCは可

項目	基準内の条件
プロフィール (経歴)	仙台市議会議員としてのプロフィールであること（詳細は6頁のとおり） ※仙台市議会議長としての実績は基準外

《参考：基準内の顔写真に係る大きさ・被写体数・掲載枚数のイメージ》

A 議員名簿 縦 3cm × 横 2.4cm	B 質問風景 縦 3cm × 横 2.4cm	C 要請・陳情活動 縦 2.4mm × 横 3cm
【顔が識別できる議員に係る被写体数】 写真 1 枚あたり 1 人のみ 【掲載枚数】 1 広報紙あたり 会派所属議員数分まで		【顔が識別できる議員に係る被写体数】 写真 1 枚あたり 複数人可 【掲載枚数】 1 広報紙あたり 1 枚まで

《参考：顔写真に係る同時掲載のイメージ（会派所属議員数 3 人の場合）》



05 発行者情報とは



基準内の「発行者情報」の記述ありは、按分なし

「発行者情報」については、議員（会派所属議員含む）及び会派に関する下記の項目とし、基準を設けます。

項目	基準内の条件	
会派発行の場合の 議員名・会派名 （本文及び連絡先・問合先情報を除く）	文字の大きさ	議員名 14 ポイント以下 かつ 会派名 18 ポイント以下
	記述数	1 広報紙あたり各 1 か所のみ
議員個人発行の場合の 議員名・会派名 （本文及び連絡先・問合先情報を除く）	文字の大きさ	議員名 18 ポイント以下 かつ 会派名 14 ポイント以下
	記述数	1 広報紙あたり各 1 か所のみ
連絡先・問合先情報	該当記述	議員名 会派名 住所（個人事務所・自宅・会派） 電話番号（個人事務所・自宅・携帯電話・会派） FAX 番号（個人事務所・自宅・会派） メールアドレス（議員個人・会派）
	文字の大きさ	12 ポイント以下
	記述数	1 広報紙あたり各 1 か所のみ
政務活動情報を掲載し ているホームページ等 の URL・二次元コード	文字の大きさ	12 ポイント以下
	二次元コードの 大きさ	3 cm 角以内
	記述数	1 広報紙あたり各 1 か所のみ
仙台市議会議員として のプロフィール	該当記述	議会・会派における役職 所属委員会名 仙台市議会議員としての期数
	文字の大きさ	12 ポイント以下
	記述数	1 広報紙あたり各 1 か所のみ

※「議員名・会派名」については、議員自身等の過大な宣伝とならないよう留意する

※「議員名」については、名字のみ、名前のみの場合を含む

06 政務活動費を充当できる経費



他の広報紙等を同封（同時送付）する場合の送料等は、上限1/2按分

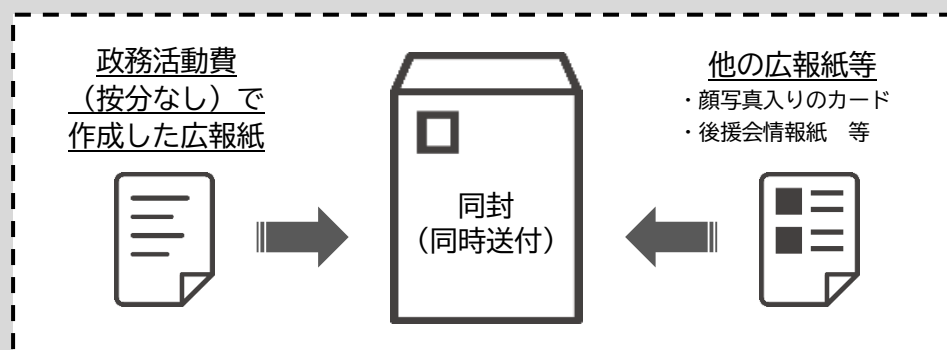
会派発行・議員個人発行の広報紙とし、原則、1広報紙あたり各経費の按分割合は同一としてください。

【経費例】印刷費／デザイン料／送料（切手代・ハガキ代・ポストिंग料等） 等

なお、例外として、他の広報紙等を同封（同時送付）する場合は下記の取扱いとします。



例外 他の広報紙等を同封（同時送付）する場合の送料等は、上限1/2按分とする



送料等は上限1/2按分

※送料等とは送料・封筒代・宛名ラベル代等のこと

※ただし、他の広報紙等の分量により、議員の過大な宣伝とならないよう留意する

仙台市議会議員 議員名（18pt）

市政報告●●●●●

政務活動に関する「写真」
（基準外の顔写真に該当するものは除く）

写真キャプション

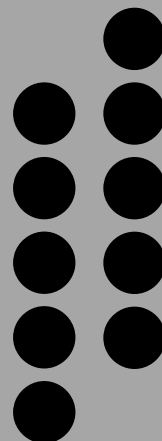
●●●●●

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×
× × × × × × × × × ×

要請・陳情活動
縦 2.4cm×横 3cm

写真キャプション



議員名簿

縦 3cm×横 2.4cm

【連絡先（12pt）】

仙台市●●区●●丁目●-● 議員名 事務所

TEL:022-●●●-●●●●●

FAX:022-●●●-●●●●●

メールアドレス:●●●●●●●●●●

二次元
コード

2.2cm 角

URL:●●●●●●●●●●（12pt）

会派名 役職（10pt）

●●常任委員会所属

【改訂履歴】

版数	策定・改訂日 (施行日)	改訂内容
第1版	令和7年3月18日 (令和7年4月1日)	初版